

平成 30 年和泉市教育委員会第 12 回定例会

日 時:平成 30 年 12 月 27 日(木) 午前 10 時 00 分から
場 所:和泉市役所 3 号館 3 階 市議会委員会室

出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	本間 法之
委員	槇野 勝美
委員	松尾 孝人
委員	藤原 安次
委員	藤原 真佐子

事務局

参与	森吉 豊
教育次長兼学校教育部長 (学校教育部)	並木 敏昭
教育指導監	大槻 亮志
理事兼教育総務室長	立花 達也
指導室長	上田 茂幸
教育総務室総務企画担当課長	東 直樹
教育総務室学校施設担当課長	藤原 寛
教育総務室保健給食担当課長	田中 靖晃
指導室指導担当課長	大野 浩昭
指導室人権教育担当課長	阪下 誠
指導室指導担当総括主幹	武市 久美子
教育総務室総務企画担当総括主幹	山本 暢子
教育総務室総務企画担当主幹	岩井 靖久
教育総務室総務企画担当総括主査	蓮池 昌司
(こども部)	
こども部長	北野 泰史
こども未来室長	山本 幸永
(生涯学習部)	
生涯学習部長	堂ノ上 宏幸
生涯学習部次長	
文化財振興・久保惣記念美術館担当	乾 哲也
読書振興・青少年センター担当	堀内 真弓
生涯学習・スポーツ振興担当	辻野 明子

読書振興課長
スポーツ振興課長
読書振興課長補佐

中野 雅代
中塚 康仁
関戸 美保

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 報告事項

- (1) 槇尾中学校区における学校適正配置について
- (2) 第3次和泉市子どもの読書活動推進計画(素案)について(別冊)
- (3) 平成30年第4回定例会における議決審議の結果等について(別冊)
- (4) 「第60回和泉市小・中学校合同書初め展」の開催について
- (5) 本市における生徒指導上の課題の対応について(非公開)

4. その他の報告事項

5. 閉 会

小川教育長	<p>それでは、定刻となりましたので、平成 30 年和泉市教育委員会第 12 回定例会を開会させていただきます。</p> <p>まず始めに、私から 1 点ご報告申し上げます。</p> <p>藤原安次委員におかれましては、12 月 21 日で任期満了となり、平成 30 年和泉市議会第 4 回定例会の本会議において再任の議決が得られました。また、先ほど平成 30 年 12 月 22 日付けで市長から辞令が交付されましたので、ご報告いたします。藤原安次委員にはどうぞ引き続きよろしく願います。</p> <p>藤原委員、再任にあたり一言願います。</p>
藤原安次委員	<p>今、教育長から紹介がありましたように、今月の 17 日に議会の同意を得まして、先ほど市長から向こう 4 年間の教育委員の任命辞令をいただきました。これからも教育委員として頑張りたいと思いますので、皆さん方もご協力よろしく願います。</p>
小川教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、続きまして、第 11 回定例会の会議録ですが、事前に配布し、ご確認いただいておりますが、ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議がないようですので、第 11 回定例会の会議録について承認することにいたします。</p> <p>続きまして、今回の会議録署名委員の指名でございますが、本間職務代理者と藤原真佐子委員に願いますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、改めまして議事を進めさせていただきます。</p> <p>本日は、審議事項はございません。報告事項 5 件になります。</p> <p>以下の内容を報告して終了。</p> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 槇尾中学校区における学校適正配置について (2) 第 3 次和泉市子どもの読書活動推進計画（素案）について (3) 平成 30 年第 4 回定例会における議決審議の結果等について (4) 「第 60 回和泉市小・中学校合同書初め展」の開催について (5) 本市における生徒指導上の課題の対応について（非公開） <p>その他の報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 66 回信太山クロスカンントリー大会 in 大阪和泉について ・ 小学校空調整備の補助金の内示について

平成 30 年和泉市教育委員会第 12 回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関する事など非公開となる案件は傍聴できません。